

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 奈良県
農業委員会名： 曽爾村農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 202 |
| 自給的農家数 | 111 |
| 販売農家数 | 91 |
| 主業農家数 | 14 |
| 準主業農家数 | 7 |
| 副業的農家数 | 70 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 147 |
| 女性 | 72 |
| 40代以下 | 12 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 11 |
| 基本構想水準到達者 | 0 |
| 認定新規就農者 | 4 |
| 農業参入法人 | 0 |
| 集落営農経営 | 0 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 0 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 普通畑 | | | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 86 | 34 | 32 | 2 | | 120 |
| 経営耕地面積 | 42 | 16 | 14 | 2 | 0 | 58 |
| 遊休農地面積 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | | | 0.3 |
| 農地台帳面積 | 155 | 120 | 120 | | | 275 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 2 年 7 月 19 日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 11 | 11 |
| 認定農業者 | — | 1 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | 0 |
| 女性 | — | 1 |
| 40代以下 | — | 0 |
| 中立委員 | — | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 0 | 0 | 0 |

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|--|-----------|--------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 120 ha | 18 ha | 15.0 % |
| 課 題 | 零細農家が多いため、担い手が耕作する農地が分散している。 作業効率を上げるため、農地の利用集積をはかる必要がある。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|------|--|-------|-----------|---------|
| 目 標 | 集積面積 | 20 ha | (うち新規集積面積 | 2.0 ha) |
| | 目標設定の考え方: 零細農家を集積し、農地集積を行うための目標設定。 | | | |
| 活動計画 | <ul style="list-style-type: none"> 円滑な権利移動が出来るよう広報紙等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定制度や農地中間管理機構制度を農業者へ周知をはかる。 利用集積に向けた所有者、耕作者状況の把握。 新規就農(希望)者に農地の情報を提供し、利用集積に繋げる。 | | | |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|---------------------|--------------------|
| 新規参入の状況 | H29年度新規参入者数 | H30年度新規参入者数 | R1年度新規参入者数 |
| | 0 経営体 | 0 経営体 | 4 経営体 |
| | H29年度新規参入者が取得した農地面積 | H30年度新規参入者が取得した農地面積 | R1年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0.0 ha | 0.0 ha | 1.3 ha |
| 課 題 | 農業経営を継続していくため、フォローアップを積極的に行う。また新たな担い手の確保、農地の空き情報等も把握し、新規参入の促進をはかる。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|--|--------|--------|
| 参入目標数 | 1 経営体 | 参入目標面積 | 1.0 ha |
| 活動計画 | 新規参入希望者の情報については、曾爾村役場地域建設課、企画課と連携し情報収集に努め、就農希望者があった場合には農業委員から利用権設定等の可能な農地の情報を収集する。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|---------------------|-----------|-------------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 120 ha | 0.3 ha | 0.3 % |
| 課 題 | 継続的な作付作物の選定と、耕作者の確保 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-----------|-----------------------------|------------------------------|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 0.3 ha | | |
| | 目標設定の考え方: 所有者への指導等により解消させる。 | | |
| 活 動 計 画 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 14 人 | 7月～9月 | 10月～11月 |
| | 調査方法 | 利用状況調査や農地パトロールを実施し、所有者に指導する。 | |
| | 農地の利用状況調査 | | |
| 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | 10月～11月 | 12月～1月 | |
| その他 | | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|-------------------|--------------------------|-----------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 120 ha | 0.0 ha |
| 課 題 | 曽爾村役場地域建設課と連携し、情報収集に努める。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

| | |
|------|---|
| 活動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌などを利用し、違反転用の防止啓発 ・農地パトロールの強化 |
|------|---|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入